平成27年度

船舶気象通報運用装置改修
仕　様　書

第五管区海上保安本部

第一章　概要

1－1　目的及び件名	本件は、気象観測箇所の追加変更に伴い、第五管区海上保安本部で運用中である装置の改修及び試験調整を行うもので、件名を「船舶気象通報運用装置改修」という。
1－2　履行場所	第五管区海上保安本部（有人施設） 住所：兵庫県神戸市中央区波止場町1－1
1－3　履行期限	平成28年1月29日
1－4　対象機器	船舶気象通報運用装置（OWX－2）　㈱光電製作所製　　1　台
1－5　作業内容	1　装置改修　　1式 2　試験調整　　1式
1－6　その他	契約後、次の事務所等に着工予定、工程状況等の連絡を行う 【管理事務所】 第五管区海上保安本部交通部整備課 兵庫県神戸市中央区波止場町1－1　電話：078－391－6551

第二章　一般共通事項

2－1　一般事項

本仕様書によるほか、次の取扱説明書等により実施する。
・労働基準法及び労働安全衛生法
・電気通信設備工事共通仕様書（最新版）
（国土交通省大臣官房技術調査課電気通信室編集）
・各装置取扱説明書

2－2　改修及び試験調整

改修及び試験調整は、全て仕様書に示された機能を完全に発揮させるように実施し、仕様書に記載のない事項でも、当然必要な事項は誠実に実施する。

2－3　監督及び検査職員

監督及び検査職員とは、支出負担行為担当官「第五管区海上保安本部長」が任命する職員で、請負契約書に定める当庁職員をいう。

2－4　疑義に対する協議

仕様書及び図面に疑義を生じた場合、速やかに監督職員に申し出て協議し、その指示に従う。なお、協議事項は請負者が書面にまとめ監督職員へ提出する。

2－5　再委託承諾申請書の提出

請負者は、業務の一部（「主たる部分」を除く。）を第三者に委任し、又は請け負わせようとするとき（以下「再委託」という。）は、再委託承諾申請書（別紙様式）を提出し、承諾を得ること。
ただし、当庁が本仕様書において指定しているもの及び軽微な業務を再委託する場合は、この限りでない。

2－6　事前提出書類

請負者は、契約後、次の内容を記述した施工計画書を監督職員に提出し承諾を受ける。
1　改修・試験調整計画書
2　改修・試験調整手順書
3　実施工程表
4　改修員名簿及び連絡先
5　使用測定器一覧
6　その他必要事項

2－7　現場代理人等

請負者は、当該装置及び関連システムに熟知した、十分な経験と専門知識を有する主任技術者及び現場代理人を定め、経歴書等を監督職員に提出し、監督職員の承諾を得ることとする。なお、両者は兼ねることができる。

2－8　完成図書

改修・試験調整完了後、次に示す書類をA4ファイルに整理し、取りまとめたものを発注者に1部、管理事務所に各1部提出する。
1　装置改修概要
2　装置単体試験調整結果
3　総合試験調整結果

4　改修写真
5　設定データ
6　OJT資料
7　その他、監督職員が指示するもの

2－9　秘密の保持

1　本改修に伴い知り得た情報については、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律を遵守して、その内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

2　本仕様書に基づく作業遂行により知り得た識別符号等について、不正アクセス行為の禁止等に関する法律を遵守し、不正アクセス行為を助長する行為を行ってはならない。

2－10　完成検査

完成検査は、仕様書の内容を全て実施した場合に検査職員による検査を行い、合格をもって完了とする。

2－11　他改修作業との出会い等

他の請負者によって施工される改修作業と出会いとなる場合は、監督職員の指示に従い相互において十分協議を行い、円滑な現地改修及び試験調整の実施に努める。

なお、現地改修及び試験調整時は、既設の建物、その他を毀損しないように注意して行い、毀損した場合は、直ちに監督職員に報告すると共に、その指示に従い速やかに復旧させる。

第三章　特記仕様

3－1　共通事項

1　改修及び試験調整に際しては、監督職員と十分協議し、当庁業務に支障をきたさないように行う。
　なお、業務休止が必要となる場合は、必要最小限度とし、事前に監督職員に作業内容、業務休止時間等の資料を提出し協議を行った後に実施する。

2　改修作業の際 USB メモリ等外部電磁的記録媒体を使用する場合は、当庁機器に接続する直前に最新のパターンファイルを適用したウイルスチェックを実施し、調査直後にも同様にウイルスチェックを実施する。

3　上記2の結果は、報告書に記載する。

4　履行引渡場所への立ち入りの際は、事前に監督職員に連絡し打合せをする。

5　現地改修及び試験調整にあたっては、執務の妨げにならないように行う。

3－2　装置改修

1　改修前に既設装置の設定状況を確認する。

2　改修対象機器に以下の機能等を追加、変更する。

(1)　次の観測箇所の気象情報、監視項目（２項目）及び状態変化を追加するため改修。

1)　明石海峡航路中央AIS信号所（風向、風速）
2)　洲本沖AIS信号所（風向、風速、波高）

(2)　あらかじめ設定したタイムスケジュールにより、運用所間通信装置から追加した観測データを自動収集し管理する機能。
(3)　運用所間通信装置から任意のタイミングで観測データを手動収集する機能。
(4)　運用所間通信装置から収集した観測データを保存する機能。
(5)　収集した観測データからホームページアップロード用ファイルを作成する機能。
(6) 太字の気象観測箇所の追加に伴い、「第五管区海上保安本部」及び「江埼船舶通航信号所」が提供するテレホンサービス原稿を次に示す順番（気象情報の提供順番。）に変更する。

〔第五管区海上保安本部〕　０７８－３３４－２１７７
1) 地蔵埼灯台 (風向、風速)
2) 大多府島灯台 (風向、風速)
3) 男鹿島灯台 (風向、風速)
4) 江埼船舶通航信号所 (風向、風速、気圧)
5）明石海峡航路中央ＡＩＳ信号所（風向、風速）
6）洲本沖ＡＩＳ信号所（風向、風速、波高）
7) 神戸船舶通航信号所 (風向、風速)

8) 大阪灯台（風向、風速）
9) 大阪船舶通航信号所（天気、視程、波）

〔江埼船舶通航信号所〕　０７９９－８２－３０４０
1) 地蔵埼灯台（風向、風速）
2) 江埼船舶通航信号所（風向、風速、気圧）
3）明石海峡航路中央ＡＩＳ信号所（風向、風速）
4）洲本沖ＡＩＳ信号所（風向、風速、波高）

(7) 上記改修後、擬似環境において動作確認を行う。
(8) 上記の改修は、予備の船舶気象通報運用装置でも実施する。

3－3 機能確認等

1 履行場所において、次のとおり単体試験調整を行う。
(1) 改修装置の追加・変更機能の動作確認。
(2) 動作確認後のデータをバックアップ。
2 上記、単体試験調整は、予備の船舶気象通報運用装置でも実施する。
3 履行場所において、次のとおり装置間の接続確認及び対向試験等の総合試験調整を行う。なお、船舶気象通報運用装置以外の装置の試験については、別契約の請負業者が実施する。
(1) 船舶気象通報運用装置（現用）－運用所間通信装置の対向試験
(2) 船舶気象通報運用装置（予備）－運用所間通信装置の対向試験
(3) 運用所間通信装置－船舶気象通報運用装置－テレホンサービス間の対向試験

3－4 操作説明等

履行場所の各装置を運用する職員に対して、改修内容及び操作方法等のOJTを複数回実施する。なお、必要な資料は受注者において準備する。